



鳥取県公報

平成16年 2月10日(火)
号外第12号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 港湾法施行細則の一部を改正する規則(6)(空港港湾課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

港湾法施行細則の一部を改正する規則

- 1 鳥取港に係る岸壁等を係留のために使用する場合の使用等の許可の申請について、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。(第2条の2、第2条の3関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 2月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第6号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則(昭和51年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
(使用等の許可の申請) 第2条 略	(使用等の許可の申請) 第2条 略
(電子申請の特例) 第2条の2 <u>前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、鳥取港に係る岸壁、物揚場又はボートパークを係留のために使用しようとする場合の使用等の許可の申請は、法第50条の2第6項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して行うことができる。この場合において、当該申請をする者は、</u>	

自署又は押印を省略することができる。

2 前項の規定により行われた申請（以下「電子申請」という。）については、前条第1項及び第3項の申請書により行われたものとみなして、条例及びこの規則の規定を適用する。

3 電子申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に到達したものとみなす。

（電子申請に対する処分の通知等）

第2条の3 知事は、電子申請に対する処分の通知を行うときは、当該通知を電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該申請をした者が、あらかじめ書面によって当該通知を受けることを申し出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により行われた通知は、当該電子情報処理組織に備えられたファイルに記録された後通常その出力に要する時間が経過した時に、当該申請をした者に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。